

豊中市立学校講堂設備における空調設備使用料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立学校講堂設備の使用に関する条例に基づく学校講堂設備の利用団体が空調設備を使用する際の経済的な負担を軽減するため、要した費用の一部を助成する事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 本事業により、助成を受けることができる者（以下「対象団体」という。）は、スポーツ目的として学校講堂設備を利用する際に空調設備を使用した団体のうち、使用日当日において次の各号に定める要件のいずれかを満たす団体とする。

- (1) 小人団体 構成員の10人以上、または構成員の5割以上が19歳に満たない者である団体
- (2) 高齢者団体 構成員が10人以上、かつ65歳以上の者が構成員の7割以上を占める団体
- (3) 障害者団体 構成員が10人以上、かつ次の表の手帳等の交付を受けている者が構成員の7割以上を占める団体

手帳等の種類	根拠法令等
身体障害者手帳	身体障害者福祉法
療育手帳	療育手帳制度要綱
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
戦傷病者手帳	戦傷病者特別援護法
被爆者健康手帳	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
小児慢性特定疾病医療受給者証	児童福祉法
特定疾患医療受給者証	特定疾患治療研究事業実施要綱
特定医療費(指定難病)受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律

2 対象団体が、前項の小人団体の要件を満たし、かつ、同項の高齢者団体または障害者団体の要件を満たす場合、小人団体として取り扱うものとする。また、対象団体が、同項の高齢者団体の要件を満たし、かつ、同項の障害者団体の要件を満たす場合は、高齢者団体として取り扱うものとする。

(助成額)

第3条 市が助成する額は、対象団体が5月1日から10月31日までの期間に使用した空調設備の使用料のうち、次のとおりとする。

対象区分	助成額
小人団体	要した費用の3分の2に相当する額
高齢者団体	要した費用の2分の1に相当する額
障害者団体	

(助成の申込み及び手続き)

第4条 本事業の助成を受けようとする対象団体は、空調設備を使用した日の属する月の翌月10日までに、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める方法で当該使用日の利用実績を教育委員会へ報告し、助成の申請を行うものとする。

2 前項の申請があった場合、教育委員会は内容を審査の上、助成の対象とするか否かを決定し、助成対象であると決定した場合は、前条の助成額を差し引いた額を対象団体へ請求する。

3 教育委員会は、本事業により減収となった額を集計し、12月31日までに当該金額を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、教育委員会にその額を支払うものとする。

(不正利得の返還及び追加徴収)

第5条 教育委員会は、対象団体が偽りその他不正の手段により助成を受け、または受けようとする事が明らかと認められるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により助成の決定が取り消され、かつ第4条第4項に規定する支払いがすでに執行されている場合、市は教育委員会に当該金額の返還を請求することができる。

3 前項の規定により返還請求を受けた場合、教育委員会は速やかに市長に当該金額を返還するものとする。

4 第1項の規定により助成の決定が取り消され、かつ対象団体が本来負担すべき使用料を支払っていない場合、教育委員会は、当該不足額を追加して徴収するものとする。

5 前項の規定により追加徴収を求められた者は、速やかに教育委員会に当該金額を納付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長と教育委員会教育長による協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。